

議案第 4 号

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 3 月 3 日提出

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の制定について

1. 制定理由

名張市立学校及び幼稚園の設置者が、児童、生徒又は幼児の保護者から徴収する災害給付に係る共済掛金について、必要な事項を定めるものである。

2. 制定内容

独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づき、児童、生徒又は幼児の保護者から徴収する災害給付に係る共済掛金について、共済掛金の額、徴収時期等を定める。

3. 施行期日

令和4年4月1日から施行する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第17条第4項の規定に基づき、教育委員会が名張市立学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校のうち、市が設置するものをいう。）の児童、生徒又は幼児（以下「児童等」という。）の保護者（法第15条第1項第7号に規定する保護者をいう。以下「児童等の保護者」という。）から徴収する共済掛金に関し必要な事項を定めるものとする。

(共済掛金の額)

第2条 児童等の保護者から徴収する共済掛金の額は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、児童等1人当たり、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 幼稚園 240円

(2) 小学校及び中学校 550円（要保護児童生徒（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号）第3条第6項に規定する要保護児童生徒をいう。）にあつては、20円）

(共済掛金を徴収しない場合)

第3条 法第17条第4項ただし書の規定により、各年度の5月1日（同月2日以後に新たに法第16条第1項の同意をした者にあつては、当該同意をした日）において、児童等の保護者が次の各号のいずれかに該当する場合には、共済掛金を徴収しないものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者である場合

(2) 学校教育法第19条の規定に基づき、教育委員会が別に定めるところにより、必要な援助を与えている児童等の保護者である場合

2 前項に定めるもののほか、教育委員会は、市が設置する幼稚園に通園する児童等の保護者については、法に定める災害給付の制度への加入の促進及び子育て支援を目的として、当該児童等に係る共済掛金の徴収をしない。

(徴収の時期)

第4条 共済掛金は、各年度の6月30日までに徴収する。ただし、同日後に法第16条第1項の同意をした者に係る共済掛金は、随時徴収する。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。